

令和6年度 宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金 補助要件確認表

『宇都宮市老朽危険空き家除却費補助金』を受けようとする場合、まず、以下の基本要件すべてに合致するかをご確認ください。なお、以下の基本要件を満たして補助金の申請を行おうとする場合は、「事前調査申請書」にこの確認表を添付のうえ、申請期限までに生活安心課までご提出ください。

■ 申請受付期間 令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで

基本要件		確認欄
1 補助対象者である（以下のすべてを満たす者）		
①空き家又はその土地の所有者（個人に限る。）であること。 ※登記簿謄本に所有者として登記している。土地の所有権が不明な場合は、登記簿謄本に所有者として登記していること。	要件を確認し、 すべてにチェック	✓
②宇都宮市の市税に滞納がない。		✓
③申請者以外に空き家やその土地の所有権を有する者がいないこと。 ※空き家を解体し更地にした場合、当該土地の住宅用地特例（固定資産税等の減税措置）が適用されなくなることも含め、同意を得てください。		✓
④申請者と同居する家族の合計所得金額が818万円以下である。（単身世帯の場合は780万円以下）		✓
⑤暴力団員又は暴力団関係者ではない。		✓
2 所有している空き家が補助対象物件である		
①空き家及びその敷地を利用していない。 ※敷地の一部を家庭菜園として利用しているなど、利用形態が確認できる場合は、補助対象となり得る。 ※居室等として利用されている建物と同一の敷地を有していても、居室等として利用されていない敷地は、補助対象ではありません。	「老朽危険空き家」に該当するかどうかの状態判定は市が行いますので、チェックは不要です。	✓
②昭和56年5月31日以前に建てられたもので、昭和56年5月31日以前に築年数が20年以上経過していること。 ※昭和56年5月31日以前に建てられたもので、昭和56年5月31日以前に築年数が20年以上経過していること。ただし、空き家の敷地が道路に2m以上接していない場合は、築年数が20年以上経過していることとはならない。		✓
③屋根材が固定されておらず飛散するおそれがあるなど、その状態を放置しておくことで、周囲へ危険性が及ぶおそれのある空き家である。 ※「老朽危険空き家」に該当するかは、市が基準に基づき判定します。		✓
④抵当権などが設定されていない。		✓
3 補助金の対象となる工事を行う		
①空き家を解体し、敷地一体を更地にする工事である。		✓
②建設業法に基づく建設業の許可、または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けている宇都宮市内の事業者が行う工事である。		✓
③令和6年12月末までに解体工事を完了できる。		✓

「基本要件」の内容をご確認のうえ、「申請者氏名」及び「確認日」をご記入ください。補助金の補助金を、行政から直接解体事業者を支払う制度です。代理受領を選択す解体事業者を支払う工事代金の負担を軽減することができます。

「基本要件」の内容をご確認のうえ、「申請者氏名」及び「確認日」をご記入ください。

上記「基本要件」の内容を確認しました。

令和●●●●年●●●●月●●●●日

申請者氏名（自筆）： 宇都宮 太郎

■ 申請の流れ

